

【来自厚生労働省的消息】

对于在日居留的外国籍居民，自 2012 年 7 月起，将开始实施新制度

こうせいろうどうしやう
【厚生労働省 からのお知らせ】

ねん がつ に ほん せい かつ がいこくせき かた かんけい せいど かいせい おこな
2012 年 7 月から日本で生活する外国籍の方に 関係する制度改正が行われます

详情请向以下联系部门咨询。

一、入国管理法

新制度的要点如

下；

- ① 发放“在留卡”，
- ② 在留期限最长为 5 年，
- ③ 变更再入国许可制
- 度，④ 废除外国人登录制度。

在新制度下，对于中长期居留的外国籍居民，将发放“在留卡”，取代“外国人登录证明书”。（接下页）



くわ か き と あ さき そう
詳しくは下記の問い合わせ先までご相
だんくた
談下さい。

1 入国管理法

おも ぼいんと つぎ
主な改正ポイントは次のとおりです。

- ① 在留カードの交付、② 在留期間が最
ちょう ねん さいにゆうこくぎよ か
長 5 年になる、③ 再入国許可の制度の
へんこう じんとうろく はいし
変更、④ 外国人登録制度の廃止。

ともな ちゆうちやう き
制度改正に伴い、中長期在留者の方
は「外国人登録証」に変わり「在留カード」
が交付されます。
じ べーじ つづ
（次頁に続く）

(接前页)

目前, 无必要立即更换为“在留卡”, 待新制度实施后, 更新在留期间等手续时, 即可办理。在日永住的外国籍居民, 必须在 2015 年 7 月 8 日前到入国管理局办理“在留卡”的更换手续。

<联系部门>

法務省 入国管理局

外国人在留総合咨询中心

电话: 0570-013-904

官方网站:

(日文)

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

(中文)

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/language/006.pdf

二、住民基本台帳法

对于外国籍居民, 将开始制作“住民票”制度, 与此同时, 将废除外国人登录法, 以提高外国籍居民的方便性, 实现市町村等行政机关业务的合理化。

已确认好“临时住民票”者, 在新制度实施之际, 原则上, 不需要办理与此相关的手续。

<联系部门>

总务省 咨询中心(提供多种语言咨询服务)

电话: 0570-066-630

官方网站:

(日文)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

(中文)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_kan_page.pdf

(前页より)

すぐに在留カードに切り替える必要はなく、制度導入後の在留期間更新等の手続きの際に交付されることになります。

なお、永住者の方は、2015年7月8日までに入国管理局で在留カードへの切替手続きが必要になります。

<詳しい制度の問い合わせ先>

法務省 入国管理局

外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013-904

ホームページ

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

(中国語)

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/language/006.pdf

2 住民基本台帳法

外国籍の方にも住民票が作成されることになりました。これにより、外国籍の住民の方々の利便性の向上や市町村などの行政の合理化を図ることができるようになります。また、外国人登録法が廃止になります。

仮住民票の確認を行った方は、制度改革に伴う手続きは原則必要ありません。

<詳しい制度の問い合わせ先>

総務省 コールセンター

(多言語電話相談窓口)

TEL 0570-066-630

ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

(中国語)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/chi_kan_page.pdf